

# 被扶養者資格継続調査を実施します!

本年も次のとおり被扶養者資格継続調査を実施しますので、該当する組合員の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、調査書や添付書類の提出がない場合、被扶養者の資格確認ができないため認定取消となります。



## 調査対象者

令和4年4月1日現在、18歳以上70歳以下の被扶養者（令和4年4月1日以降に被扶養者として認定された方を除きます。）

## 調査方法

6月に「被扶養者資格継続調査書」を所属所あてに送付しましたので、調査対象者を有する組合員の方は、所属所の提出期限までに共済事務担当課へ提出してください。

## 被扶養者資格の取消

この調査で被扶養者の要件を満たさないことが判明したときは、その要件を満たさなくなった日まで遡って被扶養者資格を取り消します。

なお、取消日以降に医療機関等で受診していた場合は、当組合が負担した医療費等を返還することになります。

## 必要添付書類

現況	添付書類
無職の方	非課税証明書（所得証明書）または無職証明書
学生の方	有効期限が確認できる学生証の写しまたは在学証明書の写し
給与収入のある方 （パート、アルバイト）	被扶養者資格継続調査書の裏面にある給与支払証明書に事業主から証明を受けてください。（令和3年7月分から令和4年6月分までの給与明細書の写しでも可）
年金収入のある方	最新の年金改定通知書の写しまたは年金支給通知書の写し
事業収入のある方	令和3年分確定申告書の写し及び収支内訳書の写し
雇用保険、傷病手当金、利子・配当収入のある方	雇用保険受給資格者証の写しまたは手当金支給通知の写し等収入が確認できる書類
令和4年3月31日までに被扶養者となった平成12年4月1日以前生まれの無職無収入の子及び組合員の兄弟姉妹	非課税証明書（所得証明書）及び扶養継続申立書
海外に居住している方	国内居住要件を満たしていることが必要となりますので、留学をしている等国内居住要件の例外に該当する場合は、それを証する書類 詳しくは、 <a href="#">こちら</a> をご覧ください。
別居をしている方 （学生を除く。）	送金が確認できる書類（ATM利用明細書等の写し） 令和3年7月～令和4年6月までの送金分を添付してください。 送金額は対象被扶養者の年間収入の2分の1以上かつ、毎月5万円以上仕送りしていることが要件となります。

- 上記添付書類のほか、必要に応じて関係書類を求めることがあります。
- 個人番号による情報連携を実施していますが、一括取得が困難なため、添付書類の提出をお願いします。